

## 第2号議案

愛南町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日提出

愛南町長 清水 雅文

### 提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、新たに愛南町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するため。

## 愛南町情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、愛南町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運用並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、愛南町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 愛南町情報公開条例(平成16年愛南町条例第13号。以下「情報公開条例」という。)第19条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした町の機関(愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年愛南町条例第●号)第2条第1項に規定する町の機関をいう。以下同じ。)若しくは愛南町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年愛南町条例第●号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等(次条第1項第1号において「開示決定等」という。)に係る公文書(情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。)をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する重要事項
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (4) 愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
- (5) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

2 審査会は、前項に規定するもののほか、町長の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議する。

(組織)

第5条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審査会の調査審議)

第8条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができ

る。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったとき(諮問庁が議長である場合において、相当する書面又は資料の提出があったときを含む。)は、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査請求に係る調査審議以外の調査審議)

第15条 審査会は、第4条第1項第2号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは実施機関に対して、同項第4号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは町の機関に対して、同項第6号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは議会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第1項第2号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは実施機関以外の者に対しても、同項第4号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは町の機関以外の者に対しても、同項第6号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは議会以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、町の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

第2条 愛南町執行機関の附属機関設置条例(平成22年愛南町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

別に条例で定めるものを除き、この条例で定めるところにより、執行機関の附属機関として審議会その他の機関を置く。

第2条第2項中「附属機関」を「この条例で設置する附属機関」に改める。

別表の1の町長の附属機関の表愛南町情報公開・個人情報保護審査会の項を削り、同表愛南町子ども・子育て会議の項担任する事務の欄中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(旧審査会の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の愛南町執行機関の附属機関設置条例により設置された愛南町情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第6条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

3 施行日前に旧審査会にされた審査請求に関する諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

4 この条例の施行の際旧審査会が行っている旧条例及び愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の愛南町個人情報保護条例(平成17年愛南町条例第34号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する調査審議については、第4条に規定する審査会の所掌事項に該当すると認められるものに限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。

(愛南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 愛南町証人等の実費弁償に関する条例(平成22年愛南町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第13号中「愛南町情報公開条例施行規則(平成16年愛南町規則第14号)第9条第4項」を「愛南町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年愛南町条例第●号)第9条第4項」に改める。

愛南町情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表  
 附則第2条の規定による改正(愛南町執行機関の附属機関設置条例)

現 行					改 正 案				
第1条 略 (設置) 第2条 _____ _____執行機関の附属機 関として審議会その他の機関を置く。 2 <u>附属機関</u> の名称及び担 任する事務並びにその属する執行機関の区分 は、別表のとおりとする。 3、4 略 第2条～第6条 略 別表(第2条―第4条関係) 1 町長の附属機関					第1条 略 (設置) 第2条 <u>別に条例で定めるものを除き、この条                      例で定めるところにより、</u> 執行機関の附属機 関として審議会その他の機関を置く。 2 <u>この条例で設置する附属機関</u> の名称及び担 任する事務並びにその属する執行機関の区分 は、別表のとおりとする。 3、4 略 第2条～第6条 略 別表(第2条―第4条関係) 1 町長の附属機関				
名称	担任する事務	委員の構成	委員 の 定 数	委員 の 任 期	名称	担任する事務	委員の構成	委員 の 定 数	委員 の 任 期
(略)					(略)				
愛南町 行政不 服審査 会	略	略	略	略	愛南町 行政不 服審査 会	略	略	略	略
<u>愛南町 情報公 開・個 人情 報保 護審 査会</u>	<u>1 愛南町情報 公開条例(平 成16年愛南町 条例第13号) 及び愛南町個 人情報保護条 例(平成17年 愛南町条例第 34号)に基づ く処分に対す る審査請求に 関すること。 2 愛南町個人 情報保護条例 第6条の2の 規定による特 定個人情報保 護評価の意見 に関するこ と。 3 個人情報の 取扱いに係る 実施機関から の諮問事項に 関すること。</u>	<u>識見を有す る者</u>	<u>5 人 以 内</u>	<u>3 年</u>					

現 行					改 正 案				
愛南町 公務災 害補償 等認定 委員会	略	略	略	略	愛南町 公務災 害補償 等認定 委員会	略	略	略	略
(略)					(略)				
愛南町 民生委 員推薦 会	略	略	略	略	愛南町 民生委 員推薦 会	略	略	略	略
愛南町 子ども・ 子育て 会 議	1 子ども・子 育て支援法 (平成24年法 律第65号)第 77条第1項各 号に掲げる事 項に関するこ と。 2 子ども・子 育て支援等に 関すること。	1 子ども の保護者 2 子ども・子 育て支援に 関する事 業に従事 する者 3 学識経 験を有す る者	8 人 以 内	2 年	愛南町 子ども・ 子育て 会 議	1 子ども・子 育て支援法 (平成24年法 律第65号)第 72条第1項各 号に掲げる事 項に関するこ と。 2 子ども・子 育て支援等に 関すること。	1 子ども の保護者 2 子ども・子 育て支援に 関する事 業に従事 する者 3 学識経 験を有す る者	8 人 以 内	2 年
愛南町 障害支 援区分 認定審 査会	略	略	略	略	愛南町 障害支 援区分 認定審 査会	略	略	略	略
(略)					(略)				
以下 略					以下 略				

附則第4条の規定による改正(愛南町証人等の実費弁償に関する条例)

現 行	改 正 案
(実費弁償) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条その他法令の規定に基づき、次に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。 (1)～(12) 略 (13) <u>愛南町情報公開条例施行規則(平成16年愛南町規則第14号)第9条第4項</u> の規定により、愛南町情報公開・個人情報保護審査会の求めにより出頭した者 (14) 略 2、3 略 以下 略	(実費弁償) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条その他法令の規定に基づき、次に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。 (1)～(12) 略 (13) <u>愛南町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年愛南町条例第●号)第9条第4項</u> の規定により、愛南町情報公開・個人情報保護審査会の求めにより出頭した者 (14) 略 2、3 略 以下 略

## 愛南町情報公開・個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛南町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年愛南町条例第●号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、愛南町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(手続の併合又は分離)

第3条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

(諮問庁の申出)

第4条 諮問庁は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第9条第1項の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(愛南町執行機関の附属機関設置条例施行規則に係る経過措置)

2 この規則の施行の際現に愛南町情報公開・個人情報保護審査会条例附則第2条の規定による改正前の愛南町執行機関の附属機関設置条例(平成22年愛南町条例第3号)により設置された愛南町情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者又はこの規則の施行前において旧審査会の委員であった者に係る愛南町執行機関の附属機関設置条例施行規則(平成22年愛南町規則第6号)第4条第6項の規定による会議において非公開とした情報を他に漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。



(愛南町情報公開条例施行規則の一部改正)

3 愛南町情報公開条例施行規則(平成16年愛南町規則第14号)の一部を次のように改正する。

第9条から第15条までを次のように改める。

第9条から第15条まで 削除